

事例:カンボジア国道1号線

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
福田健治

カンボジア国道1号線改修事業

- 首都プノンペンとベトナム・ホーチミン市を結ぶ国道1号線のうち、プノンペンからネアックルン(メコン河渡河地点)56kmの改修事業



事業の経緯

- 2002-2003年 JICAが開発調査実施
- 2004-2005年 JICAが基本設計調査・予備調査実施
- 2005年6月 第1期分交換公文締結
- 2006年6月 第2期分交換公文締結
- 現在、全体の7割以上で移転完了、拡幅工事中

なぜ国道1号線か

1. 1800世帯以上の大規模な住民移転
2. JICAガイドラインのパイロットケース

住民移転問題(1)

- 1800世帯以上の住民移転 – 単独の事業としてはカンボジア最大規模
- JICA・外務省は、JICA環境社会配慮ガイドラインの理念に基づく対応を約束
- カンボジア側実施機関 – 省庁間住民移転委員会(IRC)
- 日本側 – 外務省に実施責任、JICAが実施促進

住民移転問題(2) 住民移転計画

- 住民移転計画(RAP) - 補償対象、補償基準、苦情申立てなどを定めた基本文書
- 住民移転計画「案」 - 2005年にJICAが策定
- その後アップデートされていない→最終的な住民移転計画なしに移転

住民移転問題(3) 補償単価

- 2000年にIRCが定めた補償単価(+物価上昇分)を採用
- 2005年、ADBが2000年単価の利用を拒否、市場価格に基づく再取得価格の採用を要求
- IRC・JICAは再取得価格による補償に合意
- 市場価格調査の結果は非公開
- 再補償のスケジュールも不明

住民移転問題(4) 移転地

- 2通りの住民移転
 - 背後に土地あり→セットバック
 - 背後に土地なし→移転に移転
- 移転地の問題点
 - インフラ未整備 – 井戸、電気、学校等
 - 4つの移転地中、1箇所は国道に面しておらず→生計喪失深刻
 - 土地権利証書が未付与

住民移転問題(5) 苦情処理

- 苦情処理手続
 - コミューンを通じて苦情処理委員会に申立て
- 実際には機能せず
 - コミューンでの受理拒否多数
 - 受理されても回答なし

国道1号線とJICAガイドライン

- JICAガイドライン施行前の要請案件
- ガイドライン改定中に開発調査→理念を先行適用
- ガイドラインは開発調査から無償資金協力の事前の調査までをカバー

JICAガイドラインと 無償資金協力

スキーム		JICAガイドライン
技術協力	開発調査	○
	↓	
	無償事前調査	○
無償資金協力	無償審査	×
	無償実施	×

JICAガイドラインと住民移転

- 適切な時期に十分な補償と支援
 - 市場価格に基づかない補償により移転開始
- 生活水準・収入機会の回復
 - 生計喪失への支援策なし
- 対策立案・実施への住民参加
 - 移転計画すら非公開
 - 機能しない苦情申立て手続

最後に

- 無償資金協力の審査・実施にも環境社会ガイドラインを適用すべき
- 住民移転に関する要件を充実すべき
 - 計画立案への参加と情報公開
 - 事前の再取得価格に基づく補償

ありがとうございました



特定非営利活動法人

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org

Website: http://www.mekongwatch.org

2007年11月28日

カンボジア国道1号線改修事業ファクトシート

1. 国道1号線(プノンペン~ネアックルン区間)改修事業について

計画の概要: カンボジアの首都プノンペンからベトナムの商業都市ホーチミン市を結ぶ国道1号線のうち、カンボジア国内のプノンペンからネアックルン(メコン河渡河地点)まで56kmの改修事業。なお、ネアックルン・ベトナム国境間は、既にアジア開発銀行(ADB)による融資で改修事業済み。
事業実施主体: カンボジア国公共事業運輸省(MPWT)。住民移転は省庁間移転委員会(IRC)が担当。

2. これまでの経緯

開発調査: 国際協力機構(JICA)が2003年3月にまとめた開発調査で実施可能とされたが、大規模な住民移転等の問題を軽視しているとJICA・外務省内部で批判が出た。このため異例の調査のやり直し(環境社会配慮支援調査および移転予定住民を対象とした基本合意意向調査)が行われた。

無償資金協力: 事業は3期に分けられており、2005年6月に第1期分7億8600万円(橋の架け替え)、2006年6月に第2期分47億4600万円(ネアックルン~13km地点)の無償資金協力供与決定。年内に第3期分の交換公文が提案される可能性がある。

現状: 第1期の工事はほぼ完了。第2期区間の住民移転も終了し、乾季を迎え次第拡幅工事が行われるものと思われる。第3期区間についても住民との合意取得が進められている。

3. 指摘されている問題点と現状

住民移転計画の情報公開・住民参加

経緯: 2005年3月、JICAが第二次環境社会配慮支援調査において住民移転計画案を策定。

現状: 最終的に決定・実施されている住民移転計画の公開をNGOが求めたが、IRC・JICA共に公開せず、日本政府は存否も回答拒否。現在被影響住民は移転計画の内容を知ることができない状況。

補償単価

経緯: 2005年の段階では、カンボジア政府が2000年に定めた補償単価に12%を増した額での補償を予定。この単価の問題点が国道1号線改修事業ADB融資部分の監査で指摘され、カンボジア政府は再取得価格に基づく再補償を行う方針。

現状: 2006年後半にIRCが単価決定の基礎となる市場価格調査を実施したが、結果はIRC・JICA共に公開せず。再補償の単価は密室で決定されようとしており、再補償方針はカンボジア国内では被影響住民に伝えられていない。このまま建設が始まれば、問題解決が長引く危険性。

移転地

経緯: 現在地から後方に移転できない世帯について移転地を用意、土地権を無償付与。基本設計調査報告書は移転地の選定の考慮要素として、現住所から近い、国道1号線に近い、勤務地に近い、同等の社会・経済サービス施設を挙げている。

現状: 移転地住民は、井戸の水質、トイレ、電気、廃棄物処理など多くのインフラについて苦情。また国道1号線から離れた場所にも移転地が設けられ、生計手段の喪失が深刻な問題となっている。土地の所有権証書を受領した世帯はない。

苦情処理

経緯：2005年住民移転計画案は、IRC以外の関係者からなる苦情処理委員会の設置を規定。資産調査（DMS）及び補償支払いに不満を持つ影響住民は、地方自治体（コミューン）を通じて苦情を申し立てることができ、委員会は30日以内に書面で回答するとされ、申立てはJICAに転送されることになっている。

現状：制度が十分コミューンに知らされておらず、受け取りが拒否されているほか、受け取った場合でも回答がないケースがほとんど。カンボジアのNGOが日本大使館に対応を求めている。

4. 移転住民に対する影響調査の結果から

調査概要：カンボジア NGO フォーラムの移転行動ネットワークが2007年8月、7コミューン269世帯の沿道住民を対象に住民移転の影響について面接調査。調査報告書は11月完成予定。

資産調査：3世帯が資産の一部について補償対象外となったと主張。

補償額：補償を受け取った世帯の59%が補償額は不公正、同じく59%が補償額では移築費用に満たないと回答。

生計の変化：影響世帯の48%が移転後生計悪化、38%が生計手段の全部・一部を失い、69%が収入減少と回答。沿道で小売業を営む多くの世帯が顧客減。36%が移転のため平均1264ドルを借り入れ。

情報付与：57%の影響世帯が全世帯配布予定の移転冊子を受け取らず、85%が移転単価を知らず。

苦情処理：85%の影響世帯は苦情申立て先を知らず、最多の苦情申立て先はNGO。苦情がコミューンに受理されたのは3世帯のみ、いずれも書面での回答は受けていない。多くの住民が「補償額は政府が決めたため苦情を言うべきでない」「苦情を申し立てても意味がない」「報復が恐ろしい」として苦情を申し立てず。

5. JICA 新環境ガイドラインとの関係

経緯：2004年4月に施行されたJICA新環境社会配慮ガイドライン（GL）では、無償資金協力案件の事前の調査段階における環境社会配慮で求められる要件を明記している。国道一号線改修計画は、新ガイドライン施行以前の要請案件だが、JICAは新ガイドラインの理念を先行して適用する初めての案件だと明言している。

補償基準：GLは被影響住民に対する「十分な」「適切な時期」における補償を定めているが、実際には補償単価は移転費用すらまかなうことができず、また再補償の時期が明らかにならないまま移転作業が進められ、拡幅工事が始まろうとしている。

生計回復：GLは収入機会、生産水準の改善又は回復を定めているが、生計手段の喪失に対する支援は何らなされていない。

移転住民の参加：GLは補償等の対策の立案における被影響住民などの適切な参加の促進を定めているが、実際には住民移転計画すら公開されず、住民は補償等の対策立案や実施に参加できない。また苦情申立て手続も機能せず。

本件に関する問い合わせ先：

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2階

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

Email: info@mekongwatch.org

Website: www.mekongwatch.org